

一般事業主行動計画（第3期計画）

社会福祉法人松江市社会福祉協議会職員  
子育て支援プログラム  
～仕事と子育ての両立のために～

## ▶ 目的

社協職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

## ▶ 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

## ▶ 推進体制

行動計画の実施状況は各年度に、安全衛生委員会において点検、推進します。その際、行動計画の内容を変更すべき著しい社会経済情勢等の変化があった場合には、見直し時期の到来を待つことなく、計画を見直します。

## ▶ 行動計画・目標

### 🌈 目標 1

仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めていくために、子育てを支援する制度について、雇用形態に関係なく全職員に周知を図る。また子供の学校行事等に参加するための有給休暇取得の促進を図る。

### ◆ 対策 令和2年4月1日～

仕事と子育ての両立を支援する制度、関連情報について「安全衛生だより」等で周知を図る。子供の学校行事等には年次有給休暇を取得できるよう取得しやすい雰囲気づくりに取り組む。

### 🌈 目標 2

計画期間内に、男性職員の育児休業取得者を2人以上にする。

### ◆ 対策 令和2年4月1日～

対象男性職員等に育児休業を取得できることを周知するとともに、育児休業中における待遇及び復帰後の労働条件等についての情報提供を行う。

### 🌈 目標 3

年次有給休暇の取得促進に努める。最大40日間ある年次有給休暇について、一人当たり平均年間10日以上は取得できるような環境をつくる。

### ◆ 対策 令和2年4月1日～

職員個別に年次有給休暇の取得状況の把握を行い、長期連続休暇の奨励等、年次有給休暇取得促進に向けた情報提供を行う。また導入した誕生日休暇（誕生日月に2日の年次有給休暇を取得）の徹底した管理を行う。

🚩 目標4

全職員の総労働時間短縮を目指し、週一回の「ノー残業デイ」の徹底と、「ノー残業ウィーク」の実施回数を増やす。

◆ 対策 令和2年4月1日～

「ノー残業デイ」及び「ノー残業ウィーク」の徹底を図るため「ノー残業デイ運用要領」を作成し、周知及び管理を行う。